

10月25日（月）までに、同封の返信用封筒により御返送ください。
送付先：幸手市市民生活部市民協働課市民生活担当 柳・小林（昂）

幸手市地域公共交通会議委員

所属	
職・氏名	

令和3年度第3回幸手市地域公共交通会議 協議書

協議事項：（1）市内循環バスの割引運賃対象者の追加について

【説明】

市内循環バスの割引運賃の区分「要介護認定・要支援認定を受けている方」に「事業対象者認定」を受けている方を追加し、併せて事業対象者1人につき同伴の介護者1人を割引運賃とすることについて協議をお願いするものです。

※ 事業対象者とは、「介護予防・生活支援サービス事業」（訪問型サービス・通所型サービス等）の対象となる方です。

【追加（変更）事項】

1 内容

割引運賃の区分②「要介護認定・要支援認定を受けている方」に「事業対象者認定」を追加し、区分②を「要介護認定・要支援認定・事業対象者認定を受けている方」とする。この追加に伴い、事業対象者認定も区分③「上記①②に該当する方1人につき同伴の介護者1人」の割引運賃の対象となる。（別紙1 新旧対照表のとおり）

2 追加（変更）しようとする運賃を適用する路線

全路線（別紙2 市内循環バス路線・系統図のとおり）

3 適用日（追加（変更）運賃の適用日）

運行開始日（令和4年1月4日）から

上記のとおり割引運賃対象者を追加することについて、審議結果に☑をつけてください。

承認する

承認しない

承認しない理由・御意見等がありましたら、御記入ください。

--